

⑪ 防 衛 省

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(平成14年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:長岡 憲宗)
目的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(駐留軍等労働者)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施(労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。)に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給(額の決定、給与の支払を除く。)に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施(法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰(永年勤続に係るものに限る。)を除く。)に関する業務を行うこと。
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会(委員長:東海 幹夫)
分科会名	-
ホームページ	法人: http://www.lmo.go.jp/ 評価結果: http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/dokuritsu/gijiroku/kekka.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年1月9日に主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更されている。 平成17年度以前の評価は内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果を記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いとしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の運営体制	A×3	-	A×5	A×4 B×1	A×5	A×5	
(2) 経費の抑制	A×6	-	A	A	A	A	
(3) 職員の意識の高揚	A×2	-					
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 駐留軍等労働者の募集	A×3	-	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 駐留軍等労働者の福利厚生施策	A×2	-	A×3	A×3	A×3	A	
(3) 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成	A×2	-	A	A×1 B×1	A	A×2	
3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	A	-	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産の譲渡等	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	A	-	-	-	-	-	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2) 人事に関する計画	A×2	-	A×2	A×2	A×2	A×2	
8.年度計画以外の業務実績等							
(1) 随意契約の適正化				A	A	A	
(2) 保有資産					A	A	
(3) 官民競争入札					-	A	
(4) 内部統制					A×2	A	
(5) 給与水準及び総人件費改革					A	A	
(6) 目的積立金					A	A	
(7) 本部事務所の移転					C×2	C×2	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21事業年度業務実績については、全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向けて着実に進捗しているものと認められる。
- 具体的には、平成21年度は今中期目標期間(5年間)の4年目にあたり、その中期目標を着実に達成すべく、業務運営の効率化を図りつつある。年度計画(平成21年度)に掲げている「年度平均4%の人員削減」や「人件費概ね4%、物件費概ね2%の経費の抑制」など、次年度以降を見通しつつ、その抑制率を大きく上回る経費の抑制を図っている。
- 本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、防衛省からの改善措置要求の趣旨及び業務運営の効率化の観点から改善が図られるべき課題を残しており、今後、防衛省と十分に調整を行い、適切な対応を執ることを期待する。
- 今中期目標期間においても、支部の統合を含めての組織の見直し及び事務の効率化等を引き続き促進させ、その着実な実施によって、より一層の成果を上げていくことを期待する。また、計画に沿って事業を実施することにとどまらず、計画の前倒し着手に積極的に取り組み、成果の拡大を図ることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の募集)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に紹介率の低下を招いた要因分析を行い(前年度 87.7%)、これらの要因分析を踏まえて、在日米軍と資格要件の緩和等について調整を図り、また応募者の増加を図る周知活動に努力。その結果、紹介率は95.1%となった。 平成 20 年5月に開始した、沖縄支部におけるインターネットを利用した事前募集の通年通知実施を、本年度も継続。その結果、インターネット利用による応募者数の全体に占める割合は、前年度の 61%から本年度 70%へと9ポイントの伸びを示した(前年度の伸び5ポイント)。 空軍横田地区について、既に実施しているAAFES(横田防衛事務所)労働者に加え、ほかの労働者についても、機構を通じて募集する方式に変更することについて大筋で空軍の理解を得、日米間において実施に向けての具体的な調整を行い、求人が困難な救命職等の特殊又は高度な資格要件が求められる職種等について機構を通じて募集する方式に変更している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駐留軍等労働者の募集については、前年度の紹介率低下の要因分析を行い、在日米軍と必要な調整を行うなどの努力の結果、紹介率が95.1%となったことは評価できる。年々インターネットによる募集の割合が増加しているが、これは募集方法を変えたことによるものではないことを確認した。引き続き、メディアの活用のある方を検討し、効果的な募集を行うことを期待する。 関東地区における駐留軍等労働者の募集方式の変更については、平成20年度までに既に実施している職種に加え、空軍による募集では求人が困難な救命職等の職種について、機構を通じて募集する方式に変更している。引き続き、米軍と必要な調整を行い、機構を通じて募集する方式への変更の推進に努めることを期待する。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のための施策の一環として、保育所設置に関する駐留軍等労働者のニーズを把握するため、50歳未満の駐留軍等労働者を対象にアンケート調査を実施し、その実現に向けた検討を行った。 平成 21 年 8 月に国家公務員の給与に係る人事院勧告があったことから、その内容を分析し、その結果を基に、国家公務員の給与に係る人事院勧告に伴う駐留軍等労働者の給与に関するMLC、MC、IHAの改正案を作成し国へ提示。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のため、駐留軍等労働者を対象としたアンケート調査を行い、その実現に向けた検討を行っている。今後も国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の特性を踏まえつつ、引き続き多角的な視点から検討を行うことを期待する。 必要となる課題の調査、分析、改善案の作成及び国への提示の状況については、平成 21 年8月の人事院勧告に伴う駐留軍等労働者の給与に関する改正案を作成し、国に提示された。米軍再編に関しては、今後、国との連携の下、再編の状況を踏まえつつ適切な対応が執られることを期待する。
年度計画以外の業務実績等(本部事務所の移転)	8(7)	<ul style="list-style-type: none"> 防衛省からの指摘を踏まえ、蒲田事務所に理事長が常駐するとともに、電子メール等を活用するほか、さらにOAシステムを整備し、横浜事務所との間における電子決済の導入や文書情報の共有化を図るなど、本部機能の更なる強化を図った。 本部機能の強化等の観点から、蒲田事務所を横田支部内に移転し、企画調整及び監査部門を配置することについて検討したところ、費用対効果やスペースの面で課題があることなどを整理した。 2か所体制における業務運営については、電子メール等を活用するほか、さらにOAシステムを整備し、横浜事務所との間における電子決済の導入や文書情報の共有化を図るなど、更なる効率化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度における防衛省からの改善措置要求を受け、蒲田事務所に理事長を常駐させるなどの措置を執りつつある。しかしながら、機構法に定める主たる事務所のあり方としては適切なものとは言い難い。 本部事務所の機能が2箇所に分かれている現状については、業務運営の効率化の観点から望ましいものではない。今後、防衛省からの改善措置要求の趣旨及び業務運営の効率化の観点から、防衛省と十分に調整を行い、適切な対応を執ることを期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし